

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係 沖縄返還20

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796</a>



裁  
無期限

~~房長~~  
~~事務官~~  
官房書記官

報道課長

条約局長  
条約課長  
法規課長

アメリカ局  
参事官  
北米第一課

VDA沖繩中継局移転問題

昭和57. 1

アメリカ局北米第一課

本館同日 沖縄放送局より条約により VDA沖繩中継局  
 の運営を同放送局より5年自費で譲渡する旨の申し出あり。当5年間の  
 一切は1997年5月15日に完了する旨の申し出あり。最近国会等  
 において中心に取組まれている事柄に付、高利のあり(別添参照)  
 により、同中継局の移転に際しては、早急解決  
 していただく。或は、処理に際しては、新問題の幾つか存在  
 するものと見られる。(別添参照)  
 (同中継局の申請書移転に当たっては、  
 7月2日付の回答より、山崎アメリカ局長より二回、スズキ在東京  
 大使館公使に対し、別添のラハに申し出を行って  
 下さる。直ちに資料提出。(1月24日(金)  
 午前12時申し出予定。)

GA-4J

外務省

り、関係市町村でも立証困難であること、それから補償体系自体が成り立つかどうか疑義のあるもの等の問題がございまして、私どもの判断といたしましては、さらに精密調査をする必要があるというところで、沖縄県等の協力も得まして引き続き調査を実施していきたいと思っております。

現在、この調査結果に基づきまして沖縄開発庁、総理府審議室等とも今後どういうふうに取り扱っていくか等について協議しているところでございまして、総理府のどこかにこの処理をする機関を設けて、統一的にどういう処理方針でどういふ補償基準でやるか、そういう必要があるのではないかといいことで、いろいろ関係の機関で協議をしていくところでございます。

○正森委員 報道によりますと、総理府の中に総括室というふうなものを設けて窓口にしたというふうな意見も政府部内で出ているというふうな聞いておりますが、その点はいかがですか。一説によると、防衛施設庁も開発庁も、内容が複雑多岐で実態の掌握がむずかしいから、お互いにどうぞ、どうぞと行って譲り合って、責任を余り持ちながらぬというふうなことも報道されておりますが、その点も絡めて答弁してください。

○山田政府委員 この問題の調査につきましましては、ただいま施設部長からお話ございましたように、一応概況と申しますかサンプル的な調査が——サンプルといいますが、相当膨大なものでございまして、でき上がっておりますが、これでは残念ながら先ほどいろいろ指摘されましたように問題点が多ございまして、直ちに処理方針をそこから決定するといふまでに至っておりません。

したがって、今後の段階としては、いまお話がありましたように、もう少し掘り下げて、各項目ごとにそれぞれどういふ考え方をすべきかという点もあわせながら検討してまいらうというところで、場合によりまして項目によりまして、施設庁と私の方で分担をしまして調査をさらに深めていきたいということで、実は五十一年度予算に

つきましても、従来私どもはございませんでしたけれども、開発庁としても予算要求をいたしておられます。

それから、いまお話ございました統一的な窓口の問題でございます。これは新聞に出ましたのは、私も私もそういうのが直ちに公表されるとは夢にも思わなかったわけでございますけれども、寄り寄り協議しておりますのは、実は内閣審議室が一応まとめの窓口になっておりますので、そこである程度の意見をぶつけ合っております。その中の一つの意見としまして、いまお話ございましたように、やはり総理府に對策室みたいなものを設けた方が、基本的な方針を統一的に考える意味におきまして非常に便利ではないかということ、しかも膨大な調査でございますから、やはり最後は実態として一つ一つ何万件を具体的にどうするかというところはむずかしい問題がございまして、したがって、基本的な一定の原則を立てまして進めなければできないのではないか。そうなりまして場合には、やはりいまの統一な窓口をやった方がいいのではないかと、考え方をおもは持っております。しかしながら、まだ審議室の段階で最終的に固まったものではございませぬ。

○正森委員 時間がございませぬので、いま統一の原則を設けるといふその原則の定め方に、私どもが承知しておるところではいろいろ問題があるの、伺いたいと思つたのですが、それは次の機会にさせていただきます。

最後に一言だけ伺います。防衛施設庁が漁業損害補償獲得協議会と交渉されて、漁業の問題については、全部は妥結しないにしても、とりあえずこれだけは認められるというものについて、来年度予算に計上してお渡したいというふうな段階になっておると聞いておりますが、それはそのとおりですか。来年度予算に幾ら計上されましたか。

○鋼崎政府委員 いわゆる漁業補償の請求権関係の問題でございますが、漁業関係の事案につきましましては、概況調査というのが漁連の方に資料が

ございまして、陸上関係の請求権の各事項に比べてかなりはつきりした調査ができておるわけでございますが、ただいまも申し上げましたように、この問題についてどういふふうな処理をしていこうか、陸上の分と海上の分とどういふかみ合わせになるか、統一的な基準をどうするかというところでございまして、開発庁それから内閣審議室とまだ相談中でございます。概算要求をする段階になっておりませぬ。

○正森委員 しかし、新聞報道によると、最近、復帰後三億ですか、二十年と見て六十億だけれども、とりあえずそのうち二十億ないし三十億については先払いしようというふうなことで予算要求しているんだとか、するんだとか、もう新聞にどういふ何千円までは決まっていないう意味で、それが非常にあいまいだから、その点だけはつきりしてください。

○鋼崎政府委員 漁業関係の補償の問題につきましまして、考え方がいつまどまるかということになるかと思うのですが、現在のとこ来年度概算要求するといふ段階まで立ち至っていないということでございます。

○正森委員 概算要求する段階になっていないと、いまになってそんなことを言っているように、協議会の皆さんはずいぶん失望しますよ。私は非常に残念なことだと思つてます。しかし、その点については後でまた詰めさせていただきますので、時間でございますから、終わらせていただきます。

○松本委員長 次に、渡部一郎君。

○渡部(一)委員 最初に、VOA沖繩中継局の問題について伺いたいと存じます。

ボイス・オブ・アメリカの沖繩県における存続につきましましては、返還協定審査の際に大きな問題

になつたわけでありませぬ。これは現在どういふ形で存続をしており、その法的な根拠及び沖繩返還協定の際に明らかにされたような復帰後五年にして撤去するという約束については、どういふふうな履行されようとしておるか、その問題についてまず原則的に伺いたいと存じます。

○山崎(敏)政府委員 VOAにつきましましては、沖繩返還協定の八条によりまして、協定の発効後五年間VOAの中継局の運営を継続することになつたわけでございますが、その協定に書いてありますように、協定が発効いたしました二年後に、VOAの将来の運営について協議に入ることになっております。

そこで、昨年の五月及び六月に、この規定に基づきまして、日米兩國政府はこのVOA中継局の将来の運営につき協議を行った次第でございます。その協議におきまして、わが方から、この中継局の活動はできるだけ早期に、少なくとも一九七七年五月十五日までを終了するということを強く希望するといふ立場を再確認いたしました。これに對しましてアメリカ側は、わが方の立場を了承いたしました。返還協定の第八條及び第九條に關する合意議事録に基づいて、一九七七年五月十五日までに代替施設の建設を完了するようにあらゆる努力を行うといふことを答えた次第でございます。その後、わが方から米側に対して、この米側の立場につき随時照会いたしておりますが、アメリカ側は、その立場に変更はないといふことを答えております。

そこで、では実際にどうするかということになるわけでございますが、この点も先方の予算措置その他をわれわれもずっとフォローしておるわけでございますが、アメリカの広報庁と訳しますか、USIAは、一九七六年度予算中に無線施設の取得という項目を立てておられて、その中に沖繩VOA中継局移転費用の一部として六百八十四万ドルを計上いたしておられて、この予算の歳出法案は、すでに米国の上下両院を通過いたしておりまして、十月二十一日に大統領の署名を得て、

成立をいたしておる次第でございます。

こういふわけでございまして、その予算措置も着々講じられておるようでございますから、われわれとしては、VOAは期限までに撤去されるものと確信いたしております。

○渡部(一)委員 このボイス・オブ・アメリカの放送の内容について、沖縄返還協定の際に大変問題になりまして、このような謀略放送、わが国の利益を損するような運用というものは慎むべきである旨の質問が行われ、それに対して、十分郵政省とも連絡をとって外務省は努力をする旨の御発言もあつたやに記憶しておるわけであります。

放送内容について、現在どういふチェックをされているか、伺いたい。

○山崎(敏)政府委員 放送につきましては、郵政省の方の御努力でこれをテープにとつていただきまして、外務省に送付していただきまして、われわれはその内容の把握に努めております。

他方、USIAからは毎回プログラムの提供を受けておる次第でございます。

○渡部(一)委員 その内容について、わが国の利益を害し、あるいはわが国の外交的立場を損なうようなものはなかつたと確認されておるのであります。

○山崎(敏)政府委員 VOAの放送は、御承知のとおりニュース及びニュース解説、それから音楽というふうなものでございまして、われわれもその内容の把握に努めておりますけれども、わが国の利益を害するようなものはないと確信しております。

従業員の出遇について、もはやその将来を考慮する時期が来たのではないかと思われます。現在のVOA従業員の数、あるいは雇用関係、あるいはその法的身分等に関して御説明をいただきたい。

○山崎(敏)政府委員 VOAに雇用されております日本人職員の数は、実は最終的にきょうもチェックいたしましたわけでございますが、七十二名でございます。この人々は、VOAつまりUSIAの一部でございますから、米政府機関に雇用されておる。そこで、そういう政府機関に雇用されている人としての待遇は受けているわけでございます。したがって、もしVOAが撤去される場合には、米政府とのそういう雇用契約関係が終了するということになるわけでございます。

○渡部(一)委員 この人々は、現在アメリカ合衆国のUSIAに雇用されておるといふお話でありまして、当然日本国の失業保険制度その他の中には入っていないものと思われまして、現在、彼らの説明によれば、アメリカ合衆国の年金制度、アメリカ系の保険会社に加入しており、本人が50%を負担し、残りを米政府が負担して、六十三歳から支給される、こういう形になっているようにあります。ちなみに、本人負担は月額四千円だそうであります。もし、これが五十二年五月解職ということになりますと、その年金の権利も失うわけであります。そうしますと、当人たちも失業保険もない、年金もないという状況でほうり出される形になるわけであります。その辺をどう評価しておられますか。

○山崎(敏)政府委員 VOAに雇用されておる日本人の方々については、仰せのとおり失業保険は受けられないわけでございますが、そのかわり米国の制度によりまして退職金はもらえることになっております。また、年金につきましては、私たちが詳細をまだよく把握するに至っておりませんので、アメリカ側にも、どういふふうにするのか照会して、調査してみたいと考えております。

○渡部(一)委員 防衛施設局に伺いますが、防衛施設局としてこのVOAは監督あるいは何らかのこの問題に関する関与をしておられるかどうかを伺いたい。

○佐々木説明員 お答えいたします。ただいまのところVOAの従業員は、いわゆる通常申しておりますところの従業員、MLC、IHAの従業員とは別の性格でございます。したがって、私もいままんと関与してございまして、従業員はMLC従業員並びにIHAの従業員並びに船員関係、MCでございますが、これを担当しておりますが、VOAの従業員の従業員については、いまのところ関与してございません。

○渡部(一)委員 そうしますと、これらの職員の失業保険や年金のたぐいも同じような状況になっているのでしょうか。

○佐々木説明員 その身分関係並びに年金関係の待遇が同じであるかどうか、その辺は私も必ずしも十分把握しておるわけではございません。

○渡部(一)委員 これは明らかに年金あるいは失業保険との関係が、VOAの関係で非常に不明瞭だということは、少なくとも日本人職員の将来の生活安定に非常に大きな問題が残っていることを示しているわけであります。したがって、防衛施設局の方も、御自分の所管されるそういう米政府系に勤めている日本人職員に関しては、十分お調べをいただきたい。また、アメリカ局の方も、VOAの職員の身分に十分調べていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐々木説明員 これは私も施設局の担当範囲だけの問題ではございませんので、将来の各省庁の問題といたしまして、検討事項として調査検討させていただきますと思っております。

○山崎(敏)政府委員 VOAに雇われている方々は、確かに施設局の所管の問題ではないわけではございますが、VOAは米政府機関の一部をなすものでございまして、外務省といたしましては非常に関心を持っておりまして、その方々の身分の問題あるいは退職後の問題については十分調査いたしまして、アメリカ側に対してできるだけの

ことをするように、われわれとしても努力してまいります。

○渡部(一)委員 VOA沖縄中継局の従業員有志一同から私の手元に来ていた陳情によれば、地元では労働組合の編成をVOA当局が認めないことと未加入者がいるというので、従業員有志という形でこの文書が届けられてきております。要望の一つとして、VOAの縮小及び撤去に伴う離職者全員に対し、最小限軍離職者並みの待遇をしていただきたい。一般の軍離職者といふ待遇が違つておるようでありまして、特に従事者免許というふうな身につけた職種の各種の免許資格があるようでありまして、それがわが国と法制上違つておりますから、自動車免許一つにしてもわが国の方には通じない、フォークリフト一つにしても通じないというふうなフォークリフトがあるかどうか私知りませんが、そういうものがこちらに通じないか、こうなつておるようでありまして、それをひとつ何とかしていただきたい。

それから、従業員の再就職可能な身分保障あるいは就職あっせん等の労をとつていただきたい。この二項目につき、要望が出ておるわけであります。アメリカ局長にすべてお答えいただくのも、いろいろ範囲もございまして、したがって、総括してお答えいただけませんでしょうか。

○山崎(敏)政府委員 外務省としても、この問題に関して権限を持っていないという問題ではございませんけれども、確かに駐留軍離職者の方々といふことについては、われわれとしてもできるだけの努力をいたしたいと思っております。この比較が非常にむずかしい問題でございまして、VOAの従業員の方々の場合には、先ほど申し上げました退職金のほか、ある一定資格があれば年金が支給されるという面がございまして、他方、駐留軍関係者の場合には、離職の場合に特別給付金というものが与えられるということがございまして、この点につきましては関係省庁ともいろいろ研究をいたしまして、実質的に待遇が余り違わないう

に、われわれとしてもよく研究をしてみたい  
と思ひます。

それから、就職あっせんその他の問題でござい  
ますが、この点に關しましてわれわれの承知して  
おります限りでは、外務省の所管ではございませ  
んが、沖縄振興開発特別措置法によつて、就職指  
導を受けたらあるいは就職促進手当の支給を受け  
るといふことはできると聞いております。

○渡部(一)委員 それでは、前回当沖縄特別委員  
会の調査団が沖縄に参りましたときに挙げられた  
問題につきまして、その後進展してない問題がご  
ざいますので、ばらばらでございしますが、お伺い  
をいたします。

まず、海洋博の跡地利用及びポスト海洋博の問  
題について伺います。

同海洋博の全体的な収支決算と申しますか、総  
入場者数はどれくらいで収支はどれくらいになる  
見通しであるか、また海洋博跡地の利用について  
はどういうことになっておるか、その辺りをお伺  
いしたいと思います。

○増山説明員 海洋博覧会協会の件につきま  
してお答え申し上げますが、海洋博の総入場予定  
は、当初四百四十五万人と計画しておいた次第で  
ございすけれども、その後の不況等の影響を受け  
まして若干観客の動員がぶつておりました、  
現在までのところ約二割方入場者の予想が減少す  
る状態になっております。

それから、総合収支でございすけれども、入  
場者が減少いたしますと、その分入場料収入は落  
み込むわけでございすが、一方、経費の節減と  
か他の財源の獲得に目下努力中ではございすの  
で、全体的な総合収支につきましては、いまのと  
ころ何ともお答えできないという状態になってお  
ります。

が政府関係各省及び沖縄県と折衝いたしまして、  
大体詰まっております。九十万平米の  
うち、沖縄県が必要といたします独自の利用計画  
を持っておりまして十八万平米を除いた七十二万平  
米の地域を公園とする。それで、現在大部分が県  
有地でございすので、国営公園といたします関係  
係で国有地に移すわけでございすが、その関係  
につきましても、そのうちの約三分の一程度の土  
地をまずとありえず国有に移すということ、先  
日成立いたしました補正予算に計上済みでござい  
ます。約八億五千万の金額になるかと思ひます。  
ただいまのところ、残った作業といたしまして、  
沖縄開発庁に計上してございす特定公共事業  
推進調査費というものがございまして、そのうち  
から二千五百万円を建設省に移しかえをいたしま  
して、当該公園の詳細設計及び周辺地区の利用計  
画を絡めまして調査をするということと措置をい  
たしまして、ただいま建設省で学識経験者十二名  
から成る調査委員会をつくらせておりました、その  
詳細の結論が、非常に幾つもの部門に分かれてお  
りますけれども、早いものは今月中、遅いものに  
つきましても来年早々には出てくるかと思ひま  
す。

それで、残置いたします施設は、これも大体合  
意がなされておりました、政府の出席をしており  
ます海洋文化館、沖縄県の出席をしております沖縄  
館、それから同じく政府出席でございす人工  
ビーチ、水族館、それから国際三号館、これらの  
ものは残すということとおおむね関係省庁間の合  
意ができておる、こういう状況でございす。

○渡部(一)委員 跡地利用の計画の立て方とも絡  
むと思ひますが、これは西銘先生が御発言なさる  
といひますが、沖縄の小学校のうち十二校しか  
海洋博は見に行っていない。行けなかつたことも  
あるんだらうし、行く気がないこともあるだらう  
と思ひますし、いろいろ事情は複雑だと思ひます  
が、一つは行きにくかつたことは事実だらうと思  
ひます。海洋博の最終日あるいはその後でもこれ  
らの少年、少女が、あるいは沖縄の人々が無料で

入れるようなことは考えられないか、いきなりつ  
ぶしてしまうのももつたないではないか、こう  
いう考え方が、こういうのはどうですか。

○井上(幸)政府委員 私どももいたしましては、  
あの地域を速やかに公園として人の入れる地域に  
したいということと今日としては第一義的に考え  
ているわけでございす。

ただ、残置いたします水族館、海洋文化館、沖  
縄館等は、いずれにしても展示施設として残るわ  
けでございまして、ただいま沖縄県の方でいろいろ  
計画しておられるようでございすが、いわゆる  
民間館に出席されておるものうち残していつ  
てくれるものといひますが、残してもらえないもの、  
出展企業側で残して欲しいもの、後々非常にそう  
いう子供の教育上必要なものがあれば、それを残  
します。残置施設の中どこかに集約して残すとい  
うことは当然考慮することとございまして、沖縄  
島の側でいろいろ御検討のようございす。

○渡部(一)委員 少なくとも海洋博は万国博覧会  
条約で定められた特別博覧会でありまして、そ  
のままの形で残すことはできないのはわかつてい  
ますが、全部壊して直した後に見せるというのも  
一つの考えでございすけれども、海洋博終結の時点で別  
の名称で、沖縄海洋博フェアとか何かの形で期間  
を多少延長するかのごとき形で沖縄の人々にお見  
せするようなことをしたらどうか、少なくとも海  
洋博というものが現地の住民感情からして必ずし  
も成功したものとはいひたい現況においては、  
そういう配慮が必要ではないか。少なくとも、見  
たかたつたけれども見られなかつた、おもしろくな  
かつたという感情的しこりを少しでも防ぐために  
も、そういう配慮が必要ではないか。海洋博を突  
質的に延長し、しかもそれに伴う費用の支出とい  
うものは、それほど規模の大きいものではない。  
少なくとも、特に隣接地域における迷惑代ぐらい  
のつもりでそうしたこととを考へてはどうか、こう  
思ふのですけれども、どうでしょう。

○増山説明員 国際博覧会の終了後、いわゆるア  
ンコールフェアと称して国内的な博覧会として延  
長してどうかという御意見、かねてから地元は  
非常に強くあるわけでございすが、これを実施  
いたしますためには、各出展者とも六カ月間の会  
期ということと全部予算を組んで準備しておりま  
すし、これをさらに延長いたしますと相当な経費  
が付加されるというふうなところ、あるいは新しく  
記念公園として発足する時期を一刻でも早めたい  
ということもございすので、海洋博そのものの  
施設をそのままの姿で名前を変えてさらにアンコ  
ールフェアとして継続するということは、現在の  
ところ通産省では考へておりません。

○渡部(一)委員 それは課長さんがお答えになる  
のはちょっと無理だな。あなたはたがが悪いよ。  
指で課長さん指図して返事させたというの。  
彼は説明員であつて、あなたは政府委員なんだか  
ら、政府委員が答えなければいけませんね。だか  
らあなたは、いま大臣がおられないのだから、大  
臣のかわりに、十分検討するとかなんとかなわな  
ければ……。

○井上(幸)政府委員 担当所管が違ひますので、  
答弁を通産にお願ひしたわけでございすけれど  
も、沖縄開発庁としては、先ほど申しました  
ように公園にするという閣議決定がなされ、す  
でにそれに対する予算計上も補正予算で行われてお  
りますので、一日も早くあれを公園にして沖縄の  
人々の利用に供するということを主眼に考へてお  
ります。

○渡部(一)委員 じゃ、この問題は、委員長、ま  
たしかるべきときに担当大臣などにお伝へをいた  
だきまして配慮をお願いしたい、こう思ひます。  
じゃ、次に、沖縄のこれからの爆弾剤に海洋博  
をしようとしてがらばられたわけですけれども、  
いよいよ沖縄県の経済というものを立て直しをし  
なければいけないと思ひます。

そのじみな問題の一つとして、沖縄県がことし  
の八月二十七日に提出された書類を見ますと、「県  
内企業の育成と第一次産業の振興」として原則的  
なことが書かれております。まことに穏當であり、

### 発言要領 (案)

1. 米側承知の通り、沖縄におけるVOAの活動の問題  
 については、通達協定交渉時期より日本国内で大きな関心  
 を呼び、一つの重要な政治問題として扱われてきたこと  
 が、協定が8月に成立したことで5年の期間が終了した  
 1977年5月15日現在約一年半足らずに控え、再び  
 本件に対する関心が高まり、貴国会の衆議院内閣審  
 員会等においても数度本件がとり上げられ、移転準  
 備の進捗状況、移転後の日本人職員への処遇等の問題  
 について質疑が行われてきた。(議事録の関係部分を  
 手交)。

2. 本件に関する日本政府の立場は、従来より随  
 分米側を明瞭に示して行っており、VOA沖縄中継  
 局の運営が2月に早期に、遅くは1977年5月15日ま

て、終了等にと強く希望するとのあり、  
 1974年6月9日 VOA沖繩中継局の将来の  
 運営に関する日米協議会において、~~事案~~  
~~右日本政府の立場~~ <sup>(につき米側の)</sup> 1977年5月  
 15日までに代替施設建設の完了が  
 可能である旨の発言の後、この場  
 合に次である。

① 合意議事録中の「予見される事情  
 の中には移転のための米側予算措置 <sup>(の遂行)</sup> は含ま  
 れておらず、米側の予算措置がとれるか  
 否かに拘り、VOAの運営は1977年5月  
 15日までに停止されるものと <sup>はあり</sup> 了解  
 この点につき米側の文書による確認を得ら  
 3. 上記1.に鑑み、VOA沖繩中継局の  
 運営停止が速急に円滑に行なわれると

わが方としては、このような観点から米側の予算措置等の  
 進捗状況を多大の関心をもち、  
 ① 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ② 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ③ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ④ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑤ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑥ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑦ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑧ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑨ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑩ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑪ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑫ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑬ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑭ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑮ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑯ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑰ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑱ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑲ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ⑳ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉑ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉒ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉓ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉔ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉕ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉖ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉗ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉘ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉙ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉚ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉛ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉜ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉝ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉞ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㉟ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊱ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊲ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊳ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊴ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊵ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊶ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊷ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊸ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊹ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊺ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊻ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊼ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊽ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊾ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、  
 ㊿ 米側の予算措置は移転費用の一部に充てられ、



が不可欠であるが、そのためには十分な財  
由的余裕をもたし準備を進められ、移転

に先立ち前記の解決しておくべき種の問題(例え  
ば、日本人職員の処遇、土地の戻付回復、申請設備の  
処理等)の<sup>順</sup>順次処理していくことが必要であ  
る。

4. ついでに、米側に対して是等の具体的な研究を下午に

2. 4000の態様をとり、その移転準備~~処理~~を

対するにこれを為すに必要とする<sup>資料</sup>を提示して頂  
く、(施設の撤去、職員の移転、土地の復元、日本人職員の<sup>手帳</sup>手帳等)  
す、日米双方の担当官<sup>の間</sup>の間で、より詳細に

問題を検討していただき、その(署名)措置が  
速かに実施していくことが<sup>必要</sup>な資料を

また、上記手帳との関係で

米側の手帳移転予算の<sup>(欠漏等)</sup>欠漏等

内訳を詳細に承知して

VOA沖繩中継局移転の概要を要検討事項(4E)

1. 日本人職員内保

(1) 自就職の斡施

在日米軍基地等への自就職斡施

(2) 失業保険

VOA移転後、日本人職員に対し失業保険を給付

するかどうかを問題とする。

(米海軍省雇用保険課長兼米軍施設官の個人的経験)

(A) VOA沖繩中継局は雇用保険法上の適用事業と見做

す。同中継局の保険料を納入してゐる。

(B) 同中継局の日本人職員は、同法上の被保険

者と看做す。失業した場合に雇用保険を給付す

る。米軍施設官の同中継局に在りて、VOA に対し

保険料を納入する事がある。米軍施設官の同中継局に在りて、

要  
検  
討

例五、VOAへの支払を控えるため、日本人職員との  
関係で、雇用保険法上、失業給付を支払う  
べき場合は「給与」に「VOAへの支払」も含まれる。

(3) 特別給付金

(労働基準法)

右の基準関係に該当する場合は、雇用保険法上の規定  
に於いて、特別給付金の給付を受けることができる。VOA給付の  
場合は、同法の適用が上記同給付金を受けることか  
らである。この点と理由から、何らかの補償措置  
を要する場合は対応する。

(4) VOAと日本人職員の雇用契約上の年金退職金

詳細

2. VOA用地関係

(1) 記念村用地の貸借関係

国領村、恩納村の用地については、VOAと記念村  
間に貸借借契約書が交付されている。記念  
村の用地については、上記の契約が成立している。

い租のときは、従後村田の管轄借関係の明  
確化。

(2) 契約関係終了の予告

国領村、国領村の用地に国領村が契約者として  
VOA側は地主に対して60日前に書面により  
契約終了の予告をしなければならない。

(3) 土地の原状回復、復元補償

1. 従後契約者として、<sup>(i)</sup> 契約の効力発生前  
に森林地として使用していた土地の  
原状回復義務をVOAが承継、(ii) 契約満了時  
に、VOAの原状回復に対してEPAの現存義務  
が完了している場合及び契約終了予告日以後  
30日以内は地主が書面により補償請求が  
ある場合、VOAは(必要に応じて)かかる森林  
回復に対して補償を要しない。(iii) VOAはEPA

設置、建設された建造物により土地の価値が下がり、地主の利得が生じると認められる時は、両当事者間の交渉により決定した基準時の建造物の租償額を以て地主は、VOAの償還に於ける損失を以てするものとす。契約の終了の際に、建物買収請求の問題、土地の原状回復(あるいは復元補償)に因り、土地を貸地にするに於けるか、農地にするに於けるか(貸用地から農地への変換の場合)という問題等がある。(復元補償の場合、地主側は、農地を自己復元するに於ける補償額を要求するものも考えられる。)

(4) 通常損失の補償

上記契約書に於けるVOAは、中絶間の活動に於ける損失に因るに生ずるもの請求を解決する責任を負うものものとす。VOAの

手続を以て、未解決の請求問題を残す。

この、戦後と同日、この処理機同如く。

(4) VOA設備のNHK買取問題

UNESCO VOA設備の買取の必要と理由(在米米)のことは、  
その classification と implication。

3. 取扱関係

(1) 1.178 kHz 中波の使用

現在 VOA に使用している 1.178 kHz の周波数は、

日本放送局の使用は、ITU の割当

2.6 MHz 帯中 2.18 MHz、VOA は 7.1 MHz の同一周

波数を使用している。使用の場合には、誤信外

の干渉の防止が制限等要。

(2) ITU への通報

ITU 条約付属無線通信規程第 619 号

によれば、VOA は活動中止の 30 日前に ITU

に対して、その旨通報を要。

#### 4. 備愛関係

外務省は3ヶ月前以上の間「沖縄VOA放送」のモニタージング翻訳に関する契約がとりかわられていたこと（現行契約は昭和50年4月3日に締結され、契約期間は昭和50年4月1日より昭和51年3月31日までとなり、契約は1年毎に更新されている）、新規契約の履行の際、52年5月15日に予定される沖縄VOA放送運営停止に伴う規定を盛り込む必要があるかどうかの調査

5. 測量法第8条の「運搬」の意味

「運搬」(operation)と停止するとは、電波

の中心を停止した状態のこと。及び1977年5月15日以前に放送した電波は、<sup>(放送の撤去が全部完了したと見做す)</sup>

この電波は、放送した電波は、<sup>(業務管理)</sup> 業務管理を

この電波は、<sup>(業務管理)</sup> 業務管理を

無線用の短波使用は許可された。

(郵政省電波管理局法規課 電波事務官 藤原)

電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「<sup>(に於て)</sup> 電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「電波の復旧に伴う特別措置法第31条には」

という文言が述べられており、電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「電波の復旧に伴う特別措置法第31条には」

が使用、無線業務の許可は、国内法上

の問題は生じない。

6. 「予見されし事情」が生じた場合の措置  
(電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「電波の復旧に伴う特別措置法第31条には」)

電波の復旧に伴う特別措置法第31条には「電波の復旧に伴う特別措置法第31条には」

の予見されし事情が生じた場合の措置。



VOA沖銀中継局移転問題

(日米交渉)  
 (経済大臣) [I 移転問題  
 II 「予見外事情」]

昭和46.1.12

アトリア向米米課

1. 日米両政府の立場

(1) VOA沖銀中継局の活動が2度2度早期に、遂げられ

1977年5月15日迄に終了することを強く希望。

(2) 「予見外事情」は、まず具体的な予見内容の2-

ある2、ある1の4年迄の内容以外、代替施設完成まで回避

内容の天変地異による、その内容に示す通り。代替施設新築

中の地震や火事などの工事の遅延の場合「予見外事情」

事情」に該当する。(昭和46.11.13 衆議院特別委員会)

昭和46.12.18 参議院<sup>外務</sup>福沢陸、中川阿長、長瀬等)

「予見外事情」に代り見られる場合、その予見外事情の

2

1. 此以行不場合は「争見下小等事情」に合子出下。

(昭和46.11.13 骨神時申り内各卷年)

2. 第1回日米協議 (昭和49.5.7-8 在東京)

(1) 日本側より、米中経局から通関規定発効後5年以内の可及的速かに撤去されること強く希望すこと従

和立場を主張し米側より、米側より、通関規定交渉当

時日本側は米中経局の無期限存続を希望し米側

米側は28 規程の立場を表明す。米側は2

は、通関規定の対象となる「将来の運営」は5年以内期間経

過以降の運営を意味し、協議の結果5年以内に2 運営

の維持が出来る可能性を残すことと考慮すこと、

今回無期限の運営継続の立場を打ち出し次第として自

主張。

(2) 米、日本側より、5年以上存続を認めれば「争見下

その事情により代替施設が完成した場合に限らず、  
 実際には、新条約締結、国内立法措置を  
 準備し、かかる手続は国内的に概ね2週間以内の  
 間に完了する。

次(同)

3. 下野不任内閣、昭和49.5.8 総選挙

(1) 昭和54. 通商協定第8条第1項第2号期間の存続  
 を認め、後段の5年以降の存続については日本側が協議する  
 とするに同意する。通商協定交渉の経緯を鑑み、  
 (昭和46.5.6-7 吉野不任内閣、昭和47.5.12 森不任内  
 閣の言及)、かかる理由により、移転先は昭和  
 の代替施設が5年以内で完成した場合、日本政  
 府は5年以降の存続を認めると約束したことを前提とし、  
 昭和52年の主張を撤回し、暫定協定、沖繩  
 通商協定の経緯からして、5年の存続期間中は、昭和が最

大限の譲歩を以て結果弄じく認められたり、協定の  
 解釈を以て5年以上の存続を認められたり後述あり。  
 上記諸協議の下の交渉は70年2月、当時の国会若年等  
 の関係のやり取りが著しく少く、首反論。

(2) 「予見外なる事情」により、先ず5月、東條の  
 unforeseenは非常の弱く、日本側の説明を以て之を以て  
 天変地異を以て之を以て、例えは、移転の必要を以て  
 予算が不足する場合、代替地を見出さざる場合等々  
 念を以て米側への解釈を以て之を以て之を以て、  
 附帯して上記2.(2)の類を以て之を以て、

(3) 先ず5月、通商交渉過程における日米間の了解事項  
 は之を以て、実際の解決方法を以て、之を以て移転の必要  
 を予算により、代替地を見出さざるを以て、1977年5月の時  
 移転先における中継施設が完成した場合には  
 (5年以上) 短期間、毎年1年間の存続を日本政府は認めざる

保証しつゝのうちに請求を拒否し、大嘗会に於て  
 の三は理由を以て、五年以内で完成せしむるが不可得な  
 理由がある。予見される事情、及び得る事由の  
 ありは、政府は合議議事録の趣意に従って対処  
 せしむる旨の回答あり。

4. 大河原正十郎局長、駐米公使館代理合議

(昭和49.5.21 於ワシントン)

(1) 当方より日本側の基幹的資産を不凍川、五年  
 後の継続保有を以て、三つある旨を述べた。  
 米側は、復帰五年後の沖路中継局を移転せしむるの  
 意思があり、米側は三つある旨より移転計画  
 を実施し、望む所あり、予算措置も代替地の公平に保  
 持を要する旨を合意して、連日、行方不詳の旨  
 あり。当方、  
~~在米公使館に復帰五年以内のVOAの存在を認め、~~

には、新協定、新立法が(必要)あり、余程正当な「予見」の  
ない事情、か否かについては、新協定の国会承認は無理である  
と ~~論~~ 述べている。

(2) 当分の間、国会でも答弁しているが、「予見」の事  
情を天変地異等と意味するのと解釈は相違ない。等、  
と完全な「予見」の事情を以て国会に対して正当化できる  
ものではないが、予算は予見し得るものとして、  
「等」が予算措置の理由を合意と解釈することは、  
制度同様である。資料や資料の不足等も「予見  
」の事情、には該当しない。首 重なることに対し、  
案例あり。万が一復帰5年後に代議院が完成し  
て、その場合、その降下(行われ)移動の、その案例  
の好むもの、その河建設が完了した場合、その事情は、  
その場合、その「予見」の事情、に該当するものではない、  
否か判断は、そのことあり、案例として、上記日本  
外務省

例の「等」の解釈が「同意」であることは、  
 予算措置、代替地の入手、契約の締結、設計等は、  
 予見されたものとして認め、更々、交渉当時最良  
 輸送船の海難は「予見された事情」に含まれること  
 議論はあり、尤も以上には具体的な長短は認められ  
 ない。締結者の外に中々、如きものは合致する旨述  
 べらる。二水に対し、当方より解釈の抗議の旨述は  
 らない旨述はる。

5. 第二回大河原村川村間長、江又三臨時代理大使  
 会談 (昭和49.5.29 於東京)

(1) 先方より、美国との交渉5年以内はVOA沖波中継  
 局の移転が完了するまでの最大限の援助を相手国に  
 致すこと、~~相手国の援助予算措置、代替地の入手~~  
 及び中継局の援助を在りしにてもかかわらず、第一「予見され

中の事情)より、5年後代替施設の建設も完了  
 して、この場合、日本政府が短期間の延長を  
 認めないことも問題の現実的解決方法である  
 者である。直近のV-Aに対する、当方より、迅速な経済  
 的支援、事体中絶期が5年以降の存続に對し国会  
 の承認を導くに對し、余程の強硬理由も、限り事実上  
 不可能であり、この場合、如何にても、当初のV-Aの  
 事案を起すに對し、首一連のV-A。

(2) 先前列、上記Aの大所解、及び7-会議の記録  
 録に於て「又、この予算措置、代替地を以て、協約  
 の締結等、今後予見される事情に對して、これを渡す、  
 他方、予見される事情は、天災地變その他、例え、  
 第1期が終了後、如何に在るにせよ、當方が  
 かの解釈に對し、reasoned and concusと  
 なることと連なり、當方より、予見される事





6. 第二回日米協定 (昭和49.6.5 於東京)

(米目とL24)

先方より、VOA沖紙中経向の流動の終了を要求

可。日本側の立場を遺憾に思ふが、日本側の立場を了す

(accept)し、1977年5月15日より代替施設の

建設を完了可とする旨の努力を要す。尚、2

回會議事録に於て「予見し得る事情」に於て

新施設の建設が原建可の場合を除き、1977年

5月15日より代替施設の建設を完了可とする旨

を要す。先方より、米側の立場を

留意することとし、「予見し得る事情」に於て

VOAに於て、既に日本側の立場はよく説明済

みの事案に必要はなしと為す。尚、1977年

5月15日より代替施設の建設を完了可とする旨

を要す。